

16監査公表第7号

地方自治法第199条第2項の規定により行政監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

平成16年5月13日

福岡市監査委員	津	田	隆	士
同	上	野	忠	之
同	高	橋	宏	和
同	上	野		寛

地方自治法第199条第2項の規定により行政監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を提出するとともに、同条第10項の規定により意見を提出する。

第1 監査の対象事務

貸付金制度

第2 監査の目的

本市の貸付金制度は、市民の生活支援や、各種団体・企業の活動を促進すること等について公益上の必要性から設けられているものであり、諸施策を所管する局等により様々な制度の運用が行われている。

これらの貸付金制度について、計画的かつ効率的に運用が行われているか、制度が十分利用されているか、また、社会経済情勢の変化に応じ制度の見直しが行われているか等「経済性」、「効率性」及び「有効性」も踏まえた監査を実施した。

第3 対象局等、期間、方法及び監査対象とした貸付金

1 対象局等

市民局、保健福祉局、環境局、経済振興局、農林水産局、都市整備局、土木局、下水道局、建築局、港湾局、水道局、交通局及び教育委員会並びに関係団体

なお、今回の監査に当たっては、平成14年度以前からの貸付金制度で、平成14年度の当初予算額が1千万円以上のものを対象とした。

2 期 間 平成14年7月から平成16年3月まで

3 方 法 書類審査、実地調査（貸付窓口、施設の現地調査）及び口頭による質問調査

4 監査対象とした貸付金

(1) 市民局所管分

- ア 福岡勤労者福祉センター貸付金
- イ 九州労働金庫貸付金
- ウ 福岡市若年者専修学校等技能習得資金貸付金

(2) 保健福祉局所管分

- ア 生活保護世帯等一時貸付金
- イ 福岡市障害者高齢者住宅整備資金貸付事業
- ウ 福岡市シルバー人材センター貸付金
- エ 福岡市市民福祉サービス公社貸付金
- オ 民間保育施設整備資金貸付事業
- カ 母子寡婦福祉資金貸付金
- キ 福岡市国民健康保険高額療養費貸付事業

(3) 環境局所管分

財団法人福岡県環境保全公社事業資金

(4) 経済振興局所管分

- ア コンベンション開催貸付金
- イ 福岡タワー経営安定化資金貸付金

- ウ 福岡市商工金融資金
- 工 福岡市公設小売市場民営化事業資金融資金
- (5) 農林水産局所管分
 - ア 福岡市農林業金融資金
 - イ 福岡市水産業振興金融資金
 - ウ 福岡県漁業信用基金協会貸付金
 - 工 福岡県漁業協同組合連合会貸付金
 - 才 福岡市漁業協同組合貸付金
 - 力 福岡市農業及び漁業集落水洗便所改造資金
 - キ 福岡市中央卸売市場金融資金
 - ク 福岡市鮮魚市場集荷対策資金
 - ケ 福岡市中央卸売市場輸入肉買付金融資金
 - コ 福岡市中央卸売市場集荷基盤確保金融資金
- (6) 都市整備局所管分
 - 福岡市土地区画整理事業建築物移転等資金融資制度
- (7) 土木局所管分
 - ア 福岡市建物移転等資金融資金
 - イ 福岡北九州高速道路公社特別転貸債
- (8) 下水道局所管分
 - 福岡市水洗便所改造資金貸付金
- (9) 建築局所管分
 - ア 福岡市住宅建設資金等融資制度
 - イ 福岡市住宅供給公社貸付金
 - ウ 福岡市施設整備公社貸付金
- (10) 港湾局所管分
 - 株式会社サン・ピア博多貸付金
- (11) 水道局所管分
 - 福岡市水道局給水工事資金
- (12) 交通局所管分
 - 高速鉄道建設工事対策特別融資金
- (13) 教育委員会所管分
 - ア 福岡市地域改善対策奨学金
 - イ 財団法人福岡市教育振興会貸付金
 - ウ 私立幼稚園振興資金貸付金
 - 工 財団法人福岡市学校給食公社貸付金

第4 監査の主な着眼点

1 貸付金制度がニーズをとらえた有効かつ必要な制度となっているか。

- (1) 貸付したことによる効果（目的達成）等の適切な確認・分析が行われているか。
- (2) 貸付実績等が次年度以降に反映されているか（毎年度，形式的な同額貸付になっていないか）。
- (3) 市民等が利用しやすい制度となっているか。
- (4) 貸付実行までの期間及び時期が適切なものとなっているか。

2 市民等への広報（周知）等は適切になされているか。

3 貸付金の回収が適切・効果的になされているか。

第5 監査の結果

今回，上記の監査目的や着眼点を基に行政監査を実施した結果，貸付金制度の運用については，特に指摘する点はなかったが，一部検討を要するものが認められた。

具体的な内容については以下のとおりである。

1 母子寡婦福祉資金貸付金

所管局	15年度 予算	14年度		13年度	
		決算	利用件数	決算	利用件数
	千円	千円	件	千円	件
保健福祉局	776,713	634,559	1,786	633,095	1,821

(1) 就学支度資金の支払期間について

母子寡婦福祉資金貸付金（以下「福祉資金貸付金」という。）の制度については，母子及び寡婦福祉法に基づき，母子家庭の生活の安定と向上及び自立を促進するため，配偶者のない女子で現に児童を扶養している市民に対して，修学資金，就学支度資金，生活資金等の貸付を行うものである。

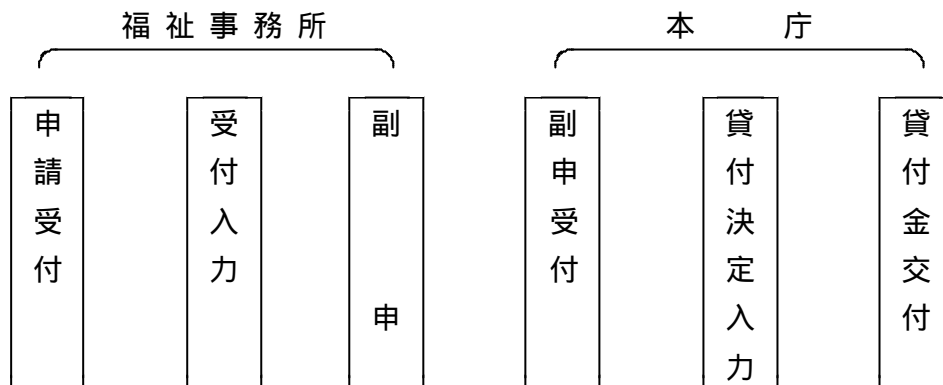
福祉資金貸付金については，平成14年度からの電算システムの改善等により，従前に比べ事務の迅速化が図られているところであるが，ケースによって違いはあるが，申請から支払を受けるまで，40日前後の時間がかかっている。

福祉資金貸付金の貸付決定に際しては，一定の審査期間を要することから，現状では，当該貸付金の申請後，短期間のうちに福祉資金貸付金を支払うことは，困難な状況にある。

福祉資金貸付金のうち，就学支度資金については，入学に際し必要な経費の支払のための制度であるが，入学校の決定の後申請を受け付けることになっており，貸付金を受け取る以前に経費支払をしなければならないこともある。このため，一時的であっても，立て替えや他貸付を利用して，経費の支払いをせざるを得なくなったりすることもあり，このことは，母子家庭及び寡婦の福祉を図るといふ法の目的から見て妥当であるとは言いがたく，事務処理の短縮等についてさらなる改善策を講じる必要が認められる。

この点について、例えば、教育委員会が所管する福岡市教育振興会奨学金のように学校において進路相談等が行われる前年の11月頃に状況把握を踏まえあらかじめ申込受付を行い、早めに事務処理に着手することにより支払期間の短縮を図ることや入学金等の納付先である学校等と協議を行うなどして、受給者が必要な時に貸付金の借受けができるような対応を講じること等、今後とも就学支度金の趣旨・目的に沿った事務処理の改善に努められたい。

申請から貸付までの流れ



(2) 貸付金の償還率の向上について

福祉資金貸付金の制度については、一般世帯と比較して経済的基盤が弱い母子家庭等を貸付対象としているものであるが、母親の就職難による生活困窮や疾病、また、昨今の厳しい社会経済情勢の中で子の卒業後における就職が難しくなっていることや、受給者の連絡先が不明になる場合もあることから、当初の計画どおり当該貸付金の償還を受けることが困難な状況も見受けられる。

このような状況の中で、当該貸付金の償還率については、現年度分においては70パーセント前後であるが、過年度分を含めると全体で30パーセント前後と低くなっている。

所管局にあっては、財団法人福岡市母子福祉会に福祉資金貸付金の償還の事務を委託し、同会の償還指導員（嘱託員）2名が各区役所の福祉・介護保険課の家庭相談室と連携して訪問、集金を行うほか、口座振替を推進するなどして償還率の向上に努めているところである。

また、当該貸付金の償還が滞った場合には、各家庭相談室において電話による納付指導を行うとともに、受給者等の来所時における相談に対応することなどにより、受給者の生活実態の把握に努めながら、実情に応じて分納などの納付指導を行っているところである。

福祉資金貸付金の償還については、今後とも、受給者等の生活実態も踏まえながら、償還率の向上に努められたい。

償 還 率 の 推 移

単位：％

区	14年度	13年度	12年度	11年度	10年度
分	27.90	29.71	31.06	33.81	37.38

(3) 貸付制度の改善について

福祉資金貸付金の利率については、母子及び寡婦福祉法施行令に規定されているところであるが、母子寡婦福祉資金貸付金のうち、前述の修学資金などが無利子なのに対し、生活資金、住宅資金、転宅資金及び結婚資金の利率については、同施行令により年3パーセントとされている。

近年の経済情勢や低金利の状況等を考慮すると、母子家庭及び寡婦福祉の観点から、できる限り低金利での貸付ができるよう検討する必要があると考えられる。

このような状況を踏まえ、母子家庭及び寡婦の福祉の観点から、福祉資金貸付金の利率など貸付制度が受給者にとって利用しやすいものとなるよう、国への働きかけを行われるよう要望する。

2 福岡市国民健康保険高額療養費貸付事業

単位：千円

所 管 局	15年度予算	14年度決算	13年度決算
保 健 福 祉 局	75,000	75,000	75,000

(1) 貸付事業の概要について

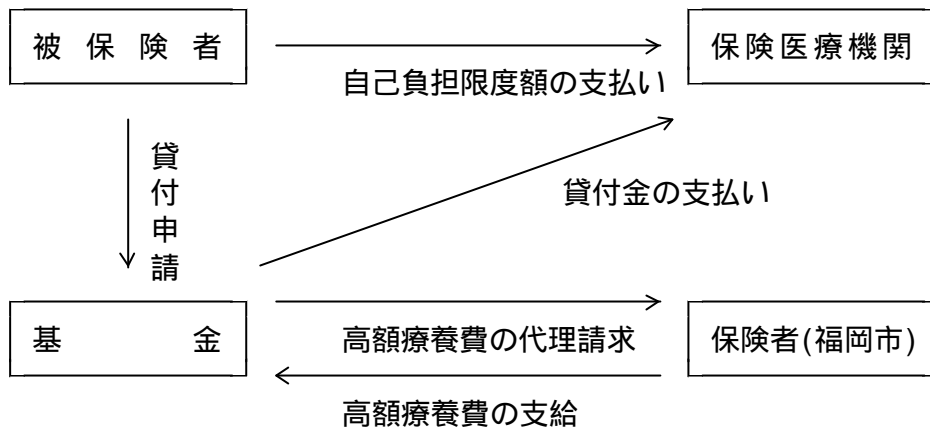
福岡市国民健康保険高額療養費貸付事業（以下「高額療養費貸付事業」という。）については、国民健康保険の被保険者の保健の向上と生活の安定を図るため、国民健康保険法に規定する高額療養費の支給対象者に対し、高額療養費の支給前において、当該高額療養費に係る一部負担金の支払いに必要な資金として貸付を行うものであり、この貸付に要する資金として福岡市が高額療養費貸付基金（以下「貸付基金」という。）を設けて運用されているものである。

具体的には、国民健康保険の被保険者が、保険医療機関において診療を受けた場合、当該保険医療機関の窓口において自己負担分の医療費を全額支払うこととなるが、一般世帯で一医療機関に対し、同一月に自己負担額として72,300円（平成14年9月以前は63,600円）を超えて支払った場合においては、後日、当該72,300円を超える額について、健康保険の保険者（福岡市）から高額療養費として支給を受けることとなっている。

このように、高額療養費貸付事業は国民健康保険の被保険者が一定額以上の医療費を支払う場合において、高額療養費が支給されるまでの間、当該一定額以上の医療費の支払いに必要な資金を貸付基金から被保険者に貸付けるという形で、いわば一時立替払いするものであり、高額な療養費を支払わなければならない国民健康保険の被保険者にとっては、一定の救済措置となっているものである。

高額療養費貸付事業の具体的な事務の流れについては、以下のとおりである。

貸付事業の具体的な事務の流れ



(2) 保険医療機関への支払を円滑に行う方策について

前述のとおり、高額療養費貸付事業の資金については、福岡市が貸付基金を設けて運用しているものであるが、この貸付基金の運用については各区に貸付基金を配分する形で執行管理されており、近年においては、貸付基金からの貸付が増加傾向にあるため、各区に配分された貸付基金の資金不足が生じている状況にある。

このような状況の中で、各区においては、貸付基金の円滑な運用を図るため、被保険者の貸付申請から保険医療機関に対する貸付金の支払いまでの期間をできる限り短縮するよう努めているところであるが、各区に配分されている貸付基金の額が限られていることから、区によっては、保険医療機関への支払が貸付申請から10ヶ月後となっている場合も見受けられる。

このように保険医療機関に対する貸付金の支払が、貸付申請から長期間経過した後に行われることは適当であるとは言えない。

各区へ配分されている貸付基金の額については、現在、平成元年度以降据え置かれている状況にあり、各区における基金の運用状況も踏まえ、基金の総額、各区への基金の配分額の見直し等保険医療機関への支払を円滑に行うための方策について検討されたい。

平成14年度における各区への基金の配分状況

単位：千円

	基金の額		各 区 へ の 配 分							
			東区	博多区	中央区	南区	城南区	早良区	西区	今宿出張所
福岡市	50,000	75,000	14,500	11,000	6,500	16,000	5,000	11,000	6,500	4,500
福岡県国民健康 保険連合会	25,000									

高額療養費貸付申請月から貸付基金の支払いまでの期間の状況

平成15年2月末現在

区	東区	博多区	中央区	南区	城南区	早良区	西区	今宿出張所
申請月	H14.11.	H14.11.	H14.11.	H14.8.	H14.4.	H14.11.	H14.9.	H14.6.
申請月から 基金の支払 までの期間	3ヶ月	3ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	10ヶ月	3ヶ月	5ヶ月	8ヶ月

3 福岡市水洗便所改造資金貸付金

所管局	15年度 予算	14年度		13年度	
		決算	貸付便器数	決算	貸付便器数
	千円	千円	個	千円	個
下水道局	125,424	111,035	372	152,794	497

備考 貸付利率については、無利子である。

福岡市水洗便所改造資金貸付金（以下「改造資金貸付金」という。）の制度については、下水道処理区内において、水洗化を希望している市民や事業者に対し、下水道の効率的な活用と生活環境改善のため、その工事に必要な資金を貸し付けることにより、水洗化の普及を促進することを目的として設けられているものである。

貸付金については、貸付事業の円滑な実施の観点から償還率の維持向上に努める必要があるが、改造資金貸付金の償還率の低下は、下水道事業会計の健全な運営を阻害する要因となるものであり、その償還率は年々低下傾向にある。

改造貸付金の償還については、償還が滞らないための対応策や償還が滞ってしまった場合の対応のあり方等について検討を進められ、償還率の向上に努められたい。

償 還 率 の 推 移

単位：%

区	14年度	13年度	12年度	11年度	10年度
分	88.6	91.4	93.3	94.8	96.1

4 福岡市住宅建設資金等融資制度

所管局	15年度 予算	14年度		13年度	
		決算	利用件数	決算	利用件数
	千円	千円	件	千円	件
建築局	646,087	713,600	8	929,700	30

備考1 融資については、金融機関を通じて行われており、利用件数は金融機関における貸付件数を示している。

2 融資利率については、住宅金融公庫の利率に準じて運用されている。

福岡市住宅建設資金等融資制度（以下「建設資金等融資制度」という。）については、住宅金融公庫の貸付を受けて市内に個人住宅を建設し又は購入する市民に対して、持家取得の促進及び居住環境の改善を図るため、必要な資金の融資を行うことを目的として設けられており、金融機関に預託しているものであるが、ここ数年貸付実績の減少傾向が見受けられる。

住宅購入の際に住宅金融公庫の融資を利用する場合においては、従前は、購入資金の6割までしか融資を受けられなかったため、当該購入資金の不足分を補うものとして建設資金等融資制度が利用される傾向にあったが、平成9年度以降は、住宅金融公庫において住宅購入資金の8割まで融資することができるように融資制度の改善が図られるとともに民間金融機関においても融資内容の充実が図られてきたことにより、貸付件数が減少したものであると考えられる。

このような状況の中で、所管局においては、建設資金等融資制度の新規募集を、平成14年度までとしたうえで、平成15年度においては募集を停止し、また、当該融資制度の目的である市民の持家取得の促進及び居住環境の改善を図るため、その代替措置として資金計画特別相談を行うこととしてその取組みが進められているところである。

所管局においては、平成15年度における資金計画特別相談の状況や効果を踏まえ、市民が住宅を取得する際の資金面での情報提供や相談等の方策のあり方について検討されているところであるが、この検討と併せて建設資金等融資制度の今後のあり方について検討を進められたい。

資金の融資状況

単位：件

区分	14年度	13年度	12年度	11年度	10年度	9年度	8年度
	8	30	39	57	69	110	115

5 福岡市水道局給水工事資金

所管局	15年度 予算	14年度		13年度	
		決算	利用件数	決算	利用件数
	千円	千円	件	千円	件
水道局	10,689	476	0	798	1

備考1 資金の貸付については、金融機関を通して行われており、利用件数については金融機関における貸付件数を示している。

2 貸付利率については、平成14年4月1日現在、年2.15%である。

福岡市水道局給水工事資金（以下「給水工事資金」という。）については、老朽給水装置の改造や配水管の布設されていない地域への給水引き込み等を対象に、漏水の解消及び水道の普及推進を図ることを目的として昭和55年に設けられたものである。

給水工事資金の創設当時は、配水管が布設されていない地域から給水申込みがあった場合、配水管布設に係る費用の一定額以上は申込者の負担であったことから、水道布設が必要な場合において当該貸付制度が活用されることが多かった。

給水工事資金の利用状況については、ここ数年減少傾向にあるが、これは平成9年に配水管が布設されていない地域からの給水申込みに対して100メートル以内（平成13年10月から200メートル以内に変更）は水道局が負担するように変更したことが一因であると考えられる。

一方、給水工事資金において平成14年1月にマンションなどの集合住宅における貯水槽式から直結増圧式給水への切替工事が融資の対象となる工事に加えられたものの、融資の対象が個人とされていることから、施工主である管理組合については、融資の対象とはされていない現状にある。

このように当該融資制度の目的と市民等のニーズに乖離が生じてきていると考えられることから、給水工事資金の目的や必要性について検討を加えるとともに、水道水の管理といった点も考慮に入れながら、融資対象も含め給水工事資金の貸付制度のあり方について、検討を進められたい。

資金の貸付状況

単位：件

区分	14年度	13年度	12年度	11年度	10年度	9年度	8年度	7年度	6年度
	0	1	0	2	0	6	2	5	11

6 福岡市地域改善対策奨学金

所 管 局 等	15 年 度	14 年 度		13 年 度	
	予 算	決 算	利用件数	決 算	利用件数
	千円	千円	件	千円	件
教育委員会	106,933	170,016	361	292,640	750

備考 貸付利率については、無利子である。

福岡市地域改善対策奨学金については、同和対策事業として実施されてきたものであり、経済的理由により高等学校や大学等への進学が困難な者に対して、進学奨学金及び入学支度金を貸与し、進学を奨励することにより、その教育の充実に資することを目的とし設けられていたものであるが、平成14年度から新規の貸付けについては廃止されており、既貸付者に対する貸付のみを行っている。

平成14年度における当該奨学金に係る貸付金の回収率については、50パーセント以下となっているが、近年の就職難の状況等から、学校等を卒業してもすぐに貸付金の返済ができる状況にないケースも増加していくことも考えられ、今後、貸付金の回収がますます困難となることも懸念される。

当該奨学金については、貸付に伴う事務処理に追われていたこと等から、平成14年度までは返還通知等の送付はなされていたものの、その後の追跡調査や未納者への指導等について十分な対応をとられていたとは言い難い状況にあった。

機構整備に伴い、平成15年度から嘱託員1名が配置され、滞納期間に応じ、制度の内容や滞納した場合の不利益内容を周知する通知を発送したり、家庭訪問により納付指導を行う等の取組が始められたところである。

当該奨学金については、平成15年度から始められた取組の実施状況も踏まえながら、今後とも、償還率の向上に努められたい。

償 還 率 の 推 移

単位：%

区 分	14年度	13年度	12年度	11年度	10年度
	46.5	62.5	59.7	71.2	67.0

7 福岡市農林業金融資金ほか1件

(単位：千円、件)

融資金の名称	所管局	区分	15年度	14年度		13年度	
					利用件数		利用件数
福岡市農林業 金融資金	農 林	予 算	1,251,000	1,254,000	-	1,159,000	-
		決 算	-	482,583	177	538,531	196
		不用額	-	771,417	-	620,469	-
福岡市水産業 振興金融資金	水産局	予 算	2,883,000	2,883,000	-	2,483,000	-
		決 算	-	1,494,637	323	1,679,141	399
		不用額	-	1,388,363	-	803,859	-

備考1 福岡市農林業金融資金については、農業協同組合を通して行われており、利用件数は、農業協同組合における融資件数を示している。

2 福岡市水産業振興金融資金については、漁業協同組合及び金融機関を通して行われており、利用件数は、その合計融資件数を示している。

3 福岡市農林業金融資金の融資利率については、平成14年4月1日現在、年0.9～1.6パーセントである。

4 福岡市水産業振興金融資金の融資利率については、平成14年4月1日現在、年1.3～1.7パーセントである。

福岡市農林業金融資金（以下「農林業金融資金」という。）については、農業者等の近代化や規模拡大等を図るため、福岡市農林業総合計画の推進に必要な事業資金を市内居住及び市内に農地を持つ農林業者等に対して低利で融資することを目的として設けられている。

福岡市水産業振興金融資金（以下「水産業振興金融資金」という。）については、水産加工業者、沿岸漁業者、遠洋漁業者、魚滓集荷業者並びにこれらで組織する組合等の団体に対し、資金需要に応じて長期で低利の資金を融通し、漁船等の近代化及び経営の安定・向上を側面から支援し、本市水産業の発展に寄与することを目的として設けられている。

各融資金については、貸付額に利息を加えた額を年度末に歳入として精算することとなり、各融資金の予算額を他事業の予算として利用することができないことから他の事業の予算措置に影響を及ぼすものではないが、平成13年度及び14年度の決算においては、各融資金とも予算額に対し相当額の不用額を生じている状況が見受けられる。

各融資金について相当額の不用額が生じているのは、各融資金の利用件数が減少傾向にあることや緊急対策資金において平成13年度に発生したBSE問題や食品の偽装表示などを契機に食に対する安全・安心が社会問題となり、これにより多大な影響が懸念される農林水産業者から緊急な資金需要の申し出があった場合に迅速に対応するため、当初予算について補正を行わないこととしたことが、その主な要因であると考えられる。

融資金が有効に利用されるためには、常日頃から利用状況等実態を把握するとともに利用制度のあり方について留意しておく必要がある。

各融資金については、相当額の不用額が出てきている状況にあることや近年の融資状況

が減少傾向にあることを踏まえ、貸付実績の減少の要因等について調査・分析を行うとともに利用者にとってさらに利用しやすい制度となるよう改善策を検討されたい。

各融資金の融資状況

単位：件

融資金の名称	14年度	13年度	12年度	11年度	10年度
福岡市農林業金融資金	177	196	304	356	423
福岡市水産業振興金融資金	323	399	475	545	577

8 福岡市土地区画整理事業建築物移転等資金融資制度ほか1件

融資金の名称	所管局	15年度	14年度		13年度	
		予算	決算	利用件数	決算	利用件数
福岡市土地区画整理事業	都市	千円	千円	件	千円	件
建築物移転等資金融資制度	整備局	23,907	714	0	852	0
高速鉄道建設工事対策特別融資金	交通局	20,000	0	0	0	0

備考1 上記の各融資については、金融機関を通して行われており、利用件数は、金融機関における貸付件数を示している。

2 福岡市土地区画整理事業建築物移転等資金融資制度の融資利率については、平成14年4月1日現在、年1.6パーセントである。

3 高速鉄道建設工事対策特別融資金の融資利率については、福岡市商工金融資金小口事業資金の利率に準じている。

福岡市土地区画整理事業建築物移転等資金融資制度については、土地区画整理事業の進展を図ることを目的として設けられた制度であり、現在、姪浜土地区画整理事業及び香椎駅周辺土地区画整理事業をその対象としている。

高速鉄道建設工事対策特別融資金については、地下鉄工事により経営活動に著しい影響を受けた中小企業者に対して貸付を行う制度である。

これらの貸付金制度については、金融機関に預託して融資することとしているが、現在、貸付実績がほとんどない状況にあることから、今後の土地区画整理事業や高速鉄道建設工事の事業計画を踏まえ、その必要性や制度のあり方等について検討されたい。

各融資金の融資状況

単位：件

貸付金の名称	14年度	13年度	12年度	11年度	10年度	9年度
福岡市土地区画整理事業建築物移転等資金 融資制度	0	0	0	0	0	1
高速鉄道建設工事対策特別融資金	0	0	0	0	0	0

9 財団法人福岡県環境保全公社事業資金ほか7件

(1) 財団法人福岡県環境保全公社事業資金

単位：千円

所管局	15年度予算	14年度決算	13年度決算
環境局	401,915	399,720	383,605

備考 貸付事業資金は年度初めに貸し付けて、年度末に償還されている。

財団法人福岡県環境保全公社（以下「環境保全公社」という。）については、福岡県と福岡市を含む福岡都市圏2市町村で出資された法人である。

財団法人福岡県環境保全公社事業資金（以下「環境保全公社事業資金」という。）は、環境保全公社が行う産業廃棄物の広域的な処理・処分に関する事業及び廃棄物の処理に関する調査研究事業等の資金並びに環境保全公社運営資金の一部に充てるため貸付けられていたものである。

環境保全公社の事業の1つである久山処分場（福岡地区安定型産業廃棄物広域最終処分場）は、平成14年3月に埋立終了し、平成15年11月に廃止手続きが終了した。

また、新宮処分場（福岡地区管理型産業廃棄物広域最終処分場）の事業計画については、平成14年6月に福岡県の「公共関与による産業廃棄物処理検討委員会」から、国が示す広域的廃棄物処理センター構想も視野に入れ事業中止を含め検討するようにとの提言を受け、地元の理解が得られないことや事業採算性の確保の困難性を踏まえ、平成15年12月に環境保全公社理事会において新宮処分場の事業計画は中止し、環境保全公社は県のリサイクル総合研究センター事業へ特化することとなったところである。

これに伴い、本市からの平成15年度の貸付金額398,031千円から可処分資産額のうち、充当予定額54,160千円を差し引いた343,871千円について、環境保全公社より債権放棄の要請を受け、平成16年2月の市議会において債権放棄の議案が議決されるとともに、福岡県においても平成16年3月に県議会において債権放棄の議案が議決された。

このことを受け、平成16年3月31日に環境保全公社の可処分資産額54,160千円が本市に充当され、貸付金の精算が行われている。

(2) 福岡勤労者福祉センター貸付金ほか4件

単位：千円

貸付金の名称	所管局等	15年度予算	14年度決算	13年度決算
福岡勤労者福祉センター貸付金	市民局	40,000	20,000	90,000
九州労働金庫貸付金	市民局	300,000	300,000	300,000
福岡県漁業信用基金協会貸付金	農林水産局	300,000	300,000	300,000
福岡市漁業協同組合貸付金	農林水産局	1,000,000	1,000,000	1,000,000
財団法人福岡市学校給食公社貸付金	教育委員会	80,000	80,000	80,000

備考 各貸付金については、年度当初に貸付を行い、年度末に償還されている。

上記の各貸付金については、各貸付金の対象となっている団体（以下「借入団体」という。）の事業の円滑な運営や安定化を図ることにより、当該各団体の設立の目的を助長・促進するために設けられたものであり、各貸付金の具体的な運用としては、借入団体の運転資金等に充てられているものである。

団体の運転資金等に充てるために貸付金を貸し付けるに当たっては、借入団体の経営状況や貸付金の運用状況等を見ながら、各貸付金の必要性の有無や貸付金のあり方について、適宜検討が加えられる必要がある。

各所管局等においては、各貸付金の借入団体の剰余金や積立金の状況など経営状況について、適宜、その把握に努めるとともに、貸付金の必要性やその額、必要な時期に貸付を行っているか等について、さらに、分析・検討を進められ、貸付金の適切な運用に努められたい。

(3) 福岡タワー経営安定化資金貸付金ほか1件

単位：千円

貸付金の名称	所管局等	15年度予算	14年度決算	13年度決算
福岡タワー経営安定化資金貸付金	経済振興局	1,218,000	1,232,000	1,232,000
株式会社サン・ピア博多貸付金	港湾局	346,400	346,364	346,364

備考 各貸付金については、年度当初に貸付を行い、年度末に償還されている。

上記の各貸付金については、当該対象団体が設立又は施設建設に当たって借り入れた有利子の借入金の一時的な返済等に充てられており、結果として金利負担等を軽減することによる間接的な経営支援であると考えられる。

各団体の経営状況については、当該貸付金の効果及び各団体の経営努力等もあり、ここ数年においては単年度では黒字ではあるが、以前からの長期借入金を抱えている。

貸付元として絶えず経営状況等を見ながら、必要に応じ、経営改善等を求めていくよう努められたい。

(4) 福岡市障害者高齢者住宅整備資金貸付事業ほか 1 件

貸付金の名称	所管局	15年度 予算	14年度		13年度	
			決算	利用件数	決算	利用件数
福岡市障害者高齢者住宅整備資金貸付事業 (高齢者分)	保健	千円 44,000	千円 49,000	件 1	千円 67,000	件 1
民間保育施設整備資金貸付事業	福祉局	87,759	75,000	0	82,000	2

備考 1 福岡市障害者高齢者住宅整備資金貸付事業については、障害者と高齢者を対象としたものにそれぞれ分かれており、そのうち、平成14年度予算が1千万円以上である高齢者を対象としたものについて監査を行った。

2 各貸付については、社会福祉法人福岡市社会福祉協議会において行われており、利用件数については、同協議会における貸付件数を示している。

3 各貸付の貸付利率については、平成14年4月1日現在、年3パーセントである。

福岡市障害者高齢者住宅整備資金貸付事業の中で障害者を除く、高齢者を対象としたもの（以下「高齢者住宅整備貸付」という。）については、住宅の増改築又は改造（維持補修的なものは除く。）に必要な資金を貸し付けることにより、高齢者と同居する世帯の良好な家族関係を維持すること、または、身体機能の低下した高齢者の自立を助長し、介護者の負担を軽減することを目的としたものである。

また、民間保育施設整備資金貸付事業（以下「保育施設整備貸付事業」という。）については、児童福祉法の定めに基づく保育所のうち、民間人の経営に係る保育施設で、建物の修理、改造等や土地の購入等若しくは、災害復旧のための資金を必要とする場合に貸付を行う制度である。

これらの貸付事業については、社会福祉法人福岡市社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」という。）が主体となって実施しており、市はその原資を社会福祉協議会に貸し付けている。

各貸付事業の社会福祉協議会における市民等への貸付利率は年3パーセントとなっており、ここ数年、据え置かれている。近年の民間金融機関の貸付利率の状況を考えると、この利率は高く設定されている。

また、社会福祉協議会の要綱によると、これら貸付金に係る3パーセントの利息については、各貸付金に係る事務費に充てることとされている。

社会福祉協議会によるこれらの各貸付に当たっては、原資の貸付者として、他の貸付利率等の状況も勘案しながら、社会福祉協議会が行う福祉目的の貸付事業の利率がより適切なものとなるよう、社会福祉協議会と協議を行われたい。

各貸付金の利用件数

単位：件

貸付金の名称	14年度	13年度	12年度	11年度
福岡市障害者高齢者住宅整備資金貸付事業(高齢者分)	1	1	4	6
民間保育施設整備資金貸付事業	0	2	3	2

監査委員の意見

地方自治法第197条第10項の規定に基づき、監査の結果に関する報告に添えて、意見を提出する。

1 広報のあり方について

市民等を対象とした貸付制度が有効に機能するためには、市民等が必要とするときに貸付制度についての情報を得ることができ、必要な時に利用することができるということが、必要であると考えられる。

今回監査の対象とした各貸付金制度については、各所管局等において、市政だよりやふくおか市生活ガイドの他、事業担当課独自でパンフレットを作成したり地元説明会等により、市民等に対する周知を図るための取組みがなされている状況が見受けられた。

貸付制度の広報については、市民等が本市関連の貸付金を必要とするときに、関連する貸付金について情報提供がなされると、市民等にとって貸付金が更に利用しやすくなるのではないかと考えられる。

このような観点から、貸付金制度が一覧できるもの、例えば、市民等向けに作成しているふくおか市生活ガイドやインターネットにおける福岡市のホームページにおいて、貸付金制度の概要等についてまとめて掲載するなど、貸付金制度全体に関する市民等の立場に立った情報提供のあり方について、検討を進められたい。

2 社会経済情勢の変化等に応じた貸付金制度の見直し等について

貸付金制度といった市民に対して助成等を行うものについては、常日頃から社会経済情勢の変化等に応じて行政需要や事業効果等について検討を加える必要がある。

今回対象とした貸付金制度の半数については、制度が発足して20年以上経過しており、中には50年以上経過しているものも見受けられた。

このように制度発足後かなりの年数が経過しているものは、発足当時に比べ社会経済状況が大きく変化していることが考えられ、また、制度発足からさほど年数が経過していないものでも、その内容によっては、行政需要や事業効果に変化が見られるものも生じるものと考えられる。

今後とも市民等のニーズの的確な把握に努められ、貸付制度の必要性の有無や制度のあり方について、更に、分析検討を加えられ、必要に応じて制度の廃止や見直しを行うとともに、新たな施策への転換を行うこと等についても検討を進められたい。